日本聖公会 管区事務所だより

日本聖公会管区事務所

162-0805 東京都新宿区矢来町 65 電話 03 (5228) 3171 FAX 03 (5228) 3175

発行者 総主事 司祭 相澤 牧人

目からうろこ―現在受聖餐者

管区事務所総主事 司祭 ヨハネ 相澤 牧人

毎年1月31日が近づくと牧師たちは「統計表」の提出に悩む(?)。これは法規第35条の「聖職の報告義務」という定めによってなされている牧師としてのひとつの任務です。教区主教から派遣されて勤務している教会の司牧の現状その他を報告するものです。その内容は20項目の教務報告と収支計算書と8つの別表に渡っていて、毎年正しく数字を出していくことは、当たり前ではありますが、なかなか大変な作業となります。

その中に「現在受聖餐者」という項目があります。これは、 法規の第57条に「教籍を有する教会で1年に2回以上陪餐し ている受聖餐者を、現在受聖餐者とする。ただし、現在陪餐 を停止されている者は、この限りでない。」との定めがあり、そ れに従って牧師が判断しているのです。

私は(総主事は専任職の故に教会を離れるので、今はこの作業はしていませんが、)この判断のために、毎年、年の初めに、信徒名を縦軸に、年間52回の主日と降誕日、それとプラスアルファーを横軸としてB4の紙に表を作っていました。そして、毎日曜日に、その日のすべての行事が終わった夜、机に向かい、一人ずつ名前を見ながら、またアッシャーから受け取った受付での礼拝出席者表を見ながら、陪餐された方に丸印をつけていきます。この人は今日も出席された。この人は久しぶりに来られた。この人は毎月1回は必ず出席している。この人はしばらく見えないな、どうしたのだろう、訪問してみようか、手紙を書いてみようか、などなどと思い巡らしながら作業を続け、また、礼拝日誌に出席者数の記録を記します。それが終わると、「おわったぞ〜、さあ、一杯」ということになります。充実したひとときです。

統計表を作るとき、この表を見ると、一目瞭然に2回以上陪 餐しているかどうかがわかり、現在受聖餐者かどうかの判断が 即座に出来ます。それで満足していたときがありました。

管区事務所で働くようになり、様々な会議にも出席していろいろな協議をしますが、ありがたいことのひとつは、それらの語り合いの中で学ぶことが多いのです。最近もドキッとし、なる

□会議・プログラム等予定

(前回報告以降追加 および1月25日以降)

1月

17日(月)青年委員会

- 21日(金) 懲戒及び管区審判廷規則 検討特別委員会
- 25日(火) 年金維持資金管理委員会
- 26日(水)主事会議
- 31日(月)礼拝委員会

2月

- 2日(水)宣教協議会実行委員会
- 9日(水)宣教協働者招聘委員会
- 9日(水) 58-4常議員会
- 10日(金)(臨時)主教会
- 11日(土) 東京教区主教按手式·就任 式(香蘭女学校)
- 14日(月) ~ 15日(火) 正義と平和・ 憲法プロジェクト
- 15日(火)主事会議
- 15日(火)年金委員会
- 17日(木) 年金維持資金管理委員会
- 22日(火)~24日(木)管区共通聖職 試験
- 22日(火)~24日(木)(定期)主教会 (大阪)
- 25日(金)教礼組教理部会

3 月

- 6日(日) ~7日(月) 各教区ハラスメント防止の担当者分かち合いの会(京都教区センター)
- 8日(火) 収益事業委員会
- 10日(木) 聖公会・ルーテル教会合同 委員会 (ルーテル市谷セン ター)
- 10日(木) 教役者給与検討デスク・財 政主査会合同会議
- 14日(月) 正義と平和委員会
- 15日(火)管区共通聖職試験委員会
- 17日(木) 文書保管委員会
- 22日(火)主事会議
- 23日(水)教役者遺児教育基金·建築 金融資金運営委員会
- 28日(月) 会計監査
- 30日(水) ウィリアムズ主教記念基金 会計監査

<関係諸団体会議等>

1月25日(火) ~31日(月) 首座主教会 議 (アイルランド ダブリン)

(次頁へ続く)

ほど、と思わされたことがありました。現在受聖餐者の判断基準は、教籍を有する教会で年に2回以上陪餐することですが、その2回の意味することは何か、という話題になりました。少なくともクリスマスとイースターには陪餐をということだろうか、それならペンテコステも重要ではないか、そうならば3回ではな

いか、などと話が盛り上がりました。当然これは本人の問題で、礼拝に出席し陪餐することと考えていました。もちろん病者訪問などでの陪餐もそれに加えられますが、あくまでも本人側の問題として理解していたのです。この2回という回数を厳密に捉える牧師、牧会的配慮との名の下で、判断基準を"良い加減"に捉える牧師と、様々におられることは承知しています。その善悪の判断は難しいことですが、悩みながら実施しているということでしょう。

そんな中で、もう亡くなられておられるある先

(前頁より)

28日(金) NCC常議員会 2月17日(木) 聖公会生野センター理事 会

18日(金) NCC分かち合い委員会 3月11日(金) NCC常議員会

輩牧師が解釈されていたことを聞きました。この2回とは牧師が2回は訪問するという意味だ、と言われたとのことです。このことはつまり、極端に言うなら、受聖餐者は皆現在受聖餐者であるはずだ、ということなのでしょう。法規の解釈として正しいのかどうか、おそらくは違うのでしょうが、しかし、ここには牧会者の心があると学ばされました。



□主事会議

第 58 (定期) 総会期第 7 回 2010 年 12 月 16 日 (木)

主な協議事項

- 1. 第25回外キ協全国協議会への代表派遣に関して
 - 1名を派遣することとし、候補者を挙げた。
 - ・主題:宣教課題としての外国人住民基本 法一歴史を直視し、多民族との共生社会 を構想する
 - · 日程: 2011年1月20日(木)午後2時 ~22日(土)午前10時
 - ・場所:川崎産業振興会館、カトリック貝 塚教会
- 2. ウイリアムス主教伝記の管区ウェブサイトへの掲載に関して

東京教区の信徒より、『監督ウイリアムス師傳』(元田作之進著『日本基督教の黎明』を底本とする)の電子書籍化完成に当たり、管区ウェブサイトにも掲載することの要望が出され、これを積極的に受けることとした。管区事務所ライブラリーを設置す

- ることとし、先ずライブラリー収録基準を作ることとした。
- 3. 日本キリスト教協議会総会議事運営規則 に関して

日本聖公会総会細則を参考にして、意見を交わした。

4. 人権担当者、女性デスク、ジェンダープロジェクトの職務と関係について

管区のハラスメント窓口は、どこが担うの かが明確でなく、また、3者の定義分けが 必要であることから、意見を交わした。

5. 教役者遺児教育基金の支給に関して 今後の奨学金支給に関して、同基金運 営委員長から案が出され、意見を交わした。 次回以降の会議

1月26日(水)、2月15日(火)

□訂正

『日本聖公会要覧 2008 年—2010 年』

 142頁
 日本聖公会現任聖職按手順位
 司祭

 13
 竹内信義
 ノ後ニ「14
 木村幸夫
 大

 阪
 1974/04/03」ヲ挿入。以下、番号ヲ繰

リ下ゲル

143頁 按手順位 司祭

「152 (上記訂正後 153) 田中 誠」ト「153 (上記訂正後 154) 市原信太郎 | ノ順ヲ入レ 巷エル

以上訂正してお詫び申し上げます。(総務主事)

● オーストラリア洪水被害に緊急災害 援助金

オーストラリア北東部で歴史的に最大の被害 と思われる豪雨による水害が発生しました。オー

ストラリア聖公会では、この災害による被災者 援助のために祈りと献金を募っています。(参照: http://www.anglican.org.au/)

日本聖公会として緊急災害援助資金から50 万円相当のオーストラリアドルを被災者援助のた めに近日送金する予定です。

お見舞いのメッセージを当該教区主教あてに 既に送りましたが、それに対する感謝の手紙を ブリスベーン教区主教から受け取りました事もご 報告致します。(渉外主事)

《人事》

4	レンニ	1*
4	比海	坦

執事 ヨハネ池田 亨 2010年12月20日付 札幌キリスト教会牧師補の任を解く。

2010年12月21日 司祭に按手される

2010年12月21日付 札幌キリスト教会副牧師に任ずる 司祭 ヨハネ池田 亨

聖職候補生 パウロ内海信武 2010年12月21日 執事に按手される。

同日付、平取聖公会及び新冠フランシス教会

牧師補に任ずる。

東京

司祭 セラピム髙橋 顕 2010年12月31日付 目白聖公会管理牧師解任 司祭 エドワード鈴木裕二 2010 年 12 月 31 日付 真光教会牧師解任

2011年1月1日付 目白聖公会牧師任命

真光教会管理牧師任命

横浜

2010年12月31日付 鎌倉聖ミカエル教会管理牧師の任を解く。 司祭 パウロ小林 進

司祭 エドワード字津山武志 2011年1月1日付 鎌倉聖ミカエル教会管理牧師に任命する。

主教 ローレンス三鍋 裕 2010年12月31日付 南三原聖ルカ教会管理牧師及び鴨川聖フラ

ンシス教会管理牧師の任を解く

司祭 マルコ高田 眞 2011年1月1日付 南三原聖ルカ教会管理牧師及び鴨川聖フラ

ンシス教会管理牧師に任命する。

京都

マタイ古本靖久 2011年1月1日付 日本聖公会聖職候補生に認可する。 エレナ古本みさ

2011年1月1日付 日本聖公会聖職候補生に認可する。

大阪

<信徒奉事者認可> 2010年1月1日付

(芦屋聖マルコ教会) 伊藤良三、辻潤、長野紀子、錦織依子、和田育子

服部喜代司、原槙寿子、牧口真理、山﨑信 (石橋聖トマス教会)

(恵我之荘聖マタイ教会) 鈴木靖夫

(大阪聖アンデレ教会) 奥田哲夫、小出幸代、成岡宏晃

 (大阪聖三一教会)
 高田須磨雄

 (大阪聖パウロ教会)
 浅田通子

(大阪聖ヨハネ教会) 興津健蔵、野地卓司、廣政博

(川口基督教会) 内海良輔、社領共美、田中史、ユーアン・ヒューム、横倉宏

(西宮聖ペテロ教会) 岡田東一、久保孝彦、倉戸ナオミ、瀬戸栄一

(守口復活教会) 小野創、原田契、義平雅夫

司祭 ヨハネ成田邦雄
 司祭 サムエル福田光宏
 司祭 ヨハネ奥 康功
 司祭 ダニエル山野上素充
 2011年3月31日付定年により退職とする。
 2011年3月31日付定年により退職とする。
 2011年3月31日付定年により退職とする。

司祭 フランシス・チョウ・ジョンピル

2011年3月31日付 富田林聖アグネス教会管理牧師の任を解く。

司祭 施洗者ヨハネ山本 眞 2011年4月1日付 西宮聖ペテロ教会管理牧師及び尼崎聖ステ

パノ教会管理牧師に任命する

聖職候補生 ジョイ千松清美 2011年4月1日付 司祭 施洗者ヨハネ山本眞のもとで、西宮聖ペ

テロ教会勤務を命じる

司祭 アンデレ磯 晴久 2011年4月1日付 高槻聖マリヤ教会管理牧師に任命する

聖職候補生 ヨハネ古澤秀利 2011年4月1日付 司祭 アンデレ磯晴久のもとで、高槻聖マリヤ

教会勤務、及び聖ヨハネ学園チャプレン補と

して勤務することを命じる。

聖職候補生 クリストファー奥村貴充

2011年4月1日付 主教サムエル大西修のもとで、聖贖主教会勤

務、及び博愛社チャプレン補として勤務するこ

とを命じる。

司祭 テモテ内田 望 2011年4月1日付 大阪聖パウロ教会管理牧師に任命する。

主教 サムエル大西 修 2011年4月1日付 守口復活教会管理牧師、富田林聖アグネス

教会管理牧師、及び大阪聖愛教会管理牧師

に任命する。

司祭 ペテロ岩城 聰 2011年4月1日付 聖ルシヤ教会牧師の任を解き、同教会管理

牧師に任命する。

主教 ヤコブ宇野 徹(退) 2011年4月1日付 主教サムエル大西修のもとで、聖贖主教会嘱

託司祭、及び博愛社チャプレンとして勤務す

ることを委嘱する。(任期1年間)

司祭 ダニエル山野上素充(退) 2011年4月1日付 主教サムエル大西修のもとで、守口復活教会

嘱託司祭として勤務することを委嘱する。(任

期1年間)

九州

司祭 バルナバ牛島幹夫 2010 年 11 月 30 日付 厳原聖ヨハネ教会副牧師の任を解く

2010年12月1日付 直方キリスト教会副牧師に任ずる

	0010 5 11 7 00 7 4	
司祭 フランシス堀尾憲孝	2010年11月30日付	厳原聖ヨハネ教会管理牧師の任を解く
	2010年12月1日付	厳原聖ヨハネ教会牧師に任ずる(長崎聖三一
司奴 一小一比大学士	0010 左 11 日 20 日仔	教会牧師と兼任)
司祭 マルコ柴本孝夫	2010年11月30日付	直方キリスト教会牧師の任を解く
司奴 28克中源41工古	2010年12月1日付2011年3月31日付	直方キリスト教会管理牧師に任ずる 定年退職。福岡聖パウロ教会牧師及び福岡
司祭 パウロ濱生正直	2011 平 3 月 31 日刊	でデル教会管理牧師の任を解く。
	2011年4月1日付	福岡聖パウロ教会管理牧師主教ガブリエル
	2011 4 4 / 1 1 11 11	五十嵐正司のもと、同教会嘱託司祭としての
		働きを委嘱する。(任期1年)
主教 ガブリエル五十嵐正司	2011年4月1日付	福岡聖パウロ教会管理牧師及び福岡ベテル
	2011 1/11 11 1	教会管理牧師に任ずる。
司祭 ステパノ中村 正	2011年3月31日付	大口聖公会牧師、大口幼稚園チャプレン、熊
4,34	2011 07,101 1,1	本聖三一教会牧師及び鹿児島復活教会協力
		司祭を解任する。
	2011年4月1日付	久留米聖公教会牧師、久留米天使幼稚園
		チャプレン及び大牟田聖マリヤ教会牧師を任
		命する。
司祭 テモテ山﨑貞司	2011年3月31日付	久留米聖公教会牧師、久留米天使幼稚園
		チャプレン及び大牟田聖マリヤ教会牧師を解
		任する。
	2011年4月1日付	熊本聖三一教会牧師及び菊池黎明教会管理
		牧師を任命する。
執事 ダビデ中島省三	2011年3月31日付	熊本聖三一教会牧師補を解任する
	2011年4月1日付	大口聖公会牧師補及び大口幼稚園チャプレ
		ンを任命する。
司祭ヨハネ李浩平	2011年4月1日付	大口聖公会管理牧師を任命する
主教 ガブリエル五十嵐正司	2011年3月31日付	菊池黎明教会管理牧師及び宗像聖パウロ教
コタ ラーン・コート 中田	0011 & 0 0 01 01	会管理牧師を解任する
司祭 フランシス小林史明	2011年3月31日付	
	2011年4月1日社	派遣を解任する宗像聖パウロ教会牧師を任命する。
司祭 バルナバ壹岐裕志(退)	2011年4月1日付2011年4月1日付	
可宗 / / / / / 豆蚁稻心 (这)	2011 平 4 月 1 日刊	ル教会嘱託司祭の勤務を委嘱する。(任期1
		年)
司祭 ビンセント原 寛 (退)	2011年4月1日付	司祭フランシス堀尾憲孝のもとで佐世保復活
1777 CV CV I/A 元(地)	2011 1/11 1	教会嘱託司祭の勤務を委嘱する。(任期1年)
司祭 デイビッド・コフリン (退)	2011年4月1日付	
	= - 1 1/J 1 H J	教会嘱託司祭の勤務を委嘱する。(任期1年)
司祭 ヨシュア文屋善明 (退)	2011年4月1日付	九州教区諸教会の礼拝を助けるため、協働司
	. ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	祭として働くことを委嘱する。(任期1年)

> I	7.00
νФ	工工
7	か中

主教 ダビデ谷 昌二 20011年3月31日付 島袋諸聖徒教会管理牧師の任を解く 2011年4月1日付 愛楽園祈りの家教会および屋我地聖ルカ教 会の管理牧師を命ずる 司祭 ベネディクト高 英敦 2011年4月1日付 ペテロ高良孝太郎司祭管理のもと豊見城聖 マルコ教会勤務を命ずる 司祭 ペテロ高良孝太郎 2011年4月1日付 豊見城聖マルコ教会管理牧師を命ずる 司祭 ヨハネ棚原恵正 2011年3月31日付 屋我地聖ルカ教会牧師の任を解き定年退職 とする 2011年4月1日付 管理牧師主教ダビデ谷昌二のもと屋我地聖 ルカ教会嘱託司祭として勤務することを委嘱 する。(任期1年) 司祭 ミカエル津留孝夫 2011年3月31日付 豊見城聖マルコ教会牧師の任を解き、定年退 職とする 2011年4月1日付 管理牧師主教ダビデ谷昌二のもと愛楽園祈り の家教会嘱託司祭として勤務することを委嘱 する。(任期1年) 司祭 ダビデト原祭正 2011年4月1日付 島袋諸聖徒教会管理牧師を命ずる 司祭 イザヤ金 町洙 2011年4月1日付 島袋諸聖徒教会主日勤務を命ずる



人権担当者の当面する課題を考える -第11回人権担当者連絡協議会から-

管区事務所宣教主事 司祭 中村 淳

2010年11月26日から27日にかけて牛込聖バルナバ教会を会場に第11回人権担当者連絡協議会が開催されました。この協議会は原則年2回行われており、各教区に置かれている人権担当者が集まって状況を報告します。今回は管区からNCC等の外部の人権をテーマとする委員会へ派遣されているメンバーも集められ、報告が分かち合われました。

外部への派遣委員からの報告は、NCC「靖国神社問題委員会」「女性委員会」「在日外国人の人権委員会」「都市農村宣教委員会」から行わ

れました。各委員会が抱えている課題、問題点が報告され、それぞれの委員会が担っている課題が解決されていることがなく、解決への道のりが長いことを感じさせられました。

各教区の人権担当者からの報告では、この1 年間の各教区における人権に関わる活動の状況 が分かち合われました。それぞれの教区におい て様々な課題に取り組んでいる様子が共有され たと思います。それぞれの地域における課題、 取り組み方の違いも感じさせられました。

人権担当者は人権に関するさまざまな問題に 取り組むことを目的として立てられていますが、 そのさまざまな問題に取り組む姿勢が大きな課題となっていることを感じさせられます。課題に取り組む、と一言で言い表されているその内容は多岐に渡り、それぞれの取り組みを把握するだけでも大きな労力を必要とします。地方自治体である東京都が掲げる人権施策テーマは、昨年の人権週間にあたって開示されていた項目からすると14項目あります。そこから漏れてしまっている事柄はたくさんあるでしょう。取り組まなければならない課題、そのことで苦しんでいる人々がまだまだたくさんいらっしゃる中で、それぞれの場所でのお働きに敬意を表したいと思います。

そのように本当に多岐に渡っている課題の中で、現在大きなテーマとなっているのが、各教区におけるハラスメント防止への仕組み作りなのではないか、と感じさせられました。各教区からそれぞれにおけるハラスメント防止への取り組み状況が報告されました。2006年5月の第56総会で、各教区にセクシュアル・ハラスメント防止機関並びに相談窓口を設置するためのモデルを策定することが決議され、そのモデルの策定から各教区において防止機関・相談窓口が設置されつつあります。

2006年現在においてセクシュアル・ハラスメント、と規定されていたのですが、そのモデルの作成、各教区での取り組みの中からハラスメントはセクシュアルのみならずさまざまな状況に存在することへ気付かされてきました。すでにその取り組みが始まっている教区からは、その仕組みが十全に機能しているとは言えないことが報告されました。人的な制約、費用的な制約、告知の方法、告知を受け止める方々の反応、等々、あらためて推進することの困難さがあらわされました。未だ設置していない教区からは、設置のための学習、理解の困難さ、リソースの不足、等が報告されました。

その中でも特に課題となっていると感じられるのが相談窓口についてです。相談窓口は相談者がまず始めにコンタクトを取る入り口となります。この入り口の広さ、入りやすさが相談者が抱

えている問題の解決に大きな要素となりますが、 その入り口の確保が簡単ではないことが感じら れました。相談したいと思っておられる方はさま ざまな想いの中におられます。中には誰にも知ら れたくない、けれどもつらい、苦しい、という状 況の方もおられるでしょう。そのような誰にも知 られたくない、ということを担保することの難し さがこの窓口設置には求められています。相談 窓口を担う人材の確保と共に秘密性を確保する ということは本当に難しいことです。そこには費 用の問題も関わってきます。もしかすると各教区 という単位では、現在の状況では難しいことな のかもしれないと思うに至っています。各教区間 の協働、管区としての関わりが必要になるのかも しれないと思います。今後、各教区で直接このハ ラスメント防止の活動に関わっておられる方々に お集まりいただき、協議の機会を持ちたいと考え ています。

このハラスメント防止の相談窓口の設置から 解決への道筋をつけるという働きは、わたした ちが不慣れな事柄なのではないでしょうか。こ れまでも教会はいろいろなチャネルを通じて、痛 みや苦しみを抱えている人々の声を聞こうとして きましたが、そのような声を、その声の向かい先 がわたしたちの共同体内部であるという声を、恒 常的に聞いていこうという仕組みはあまりなかっ たことなのではないかと思います。けれどもその ような声を聞く、という姿勢はわたしたちが取ら なければならない姿勢であり、困難ではありま すが、有効に実現しなければならない取り組み でもあります。

この視点に立つときに見えてくるのは人権担当者の役割についてです。人権担当者は今まで課題に対する学習・教育・広報といった活動に重点が置かれてきたように思います。しかし、相談窓口の運営、問題解決への道筋づくり、という役割は、わたしたち共同体の内部の問題、外部にたよることのできない、わたしたちが解決しなければならない問題であり、執行業務という分野に入る、と言っても良いかもしれません。そ

のような業務が今までの人権担当者の役割の中で消化できるのか、という疑問もわいてきます。 もしかすると別な担当者が必要なのかもしれません。その事も含め、お知恵と力をお借りしていきたいと思っています。

わたしたちの身近で起きている問題を、わたしたち自身が解決、和解へと導くための仕組み造りはとても重要なことだと考えます。そのような仕組みがない中で、わたしたちが外に向かっ

て福音を語るときには、わたしたちの言葉は空虚なものとなってしまいます。その仕組みの中で、わたしたちが気づかなかったことへの気づきが与えられることへの感謝が与えられるならば、その仕組みは祝福されたと言うことができるのではないか、とも思います。そのような活動が与えられるようにご協力をお願いし、また祈り求めていただければと思います。



□ 正義と平和委員会から ④ ---- 必

「欠乏」の存在

一日本国憲法前文に思う一

冬が来た。「寒くなりはじめると、死にたくなる」と、公園で生活している人が言う。

年末年始を中心に、全国各地で、住まいや 食事のない人たちのために、法律や医療、労 働などの相談会や連日の炊き出し、夜回りな どの支援活動が、通常以上に集中的に行われ た。

「12月22日に解雇されて寮から出された」、「年老いた母と二人暮らしで収入は月3万円。母一人なら生きていけるので自分が家を出た」、「凍死しそうで怖いから一晩中歩いている」、「腰痛でとうとう歩けなくなった。トイレに行けず垂れ流し状態」、「肋骨が折れているけど、お金がないので病院で治療してもらえない」。

年末年始に行政機関が6日間閉まると、福 祉事務所で配られるクラッカーが手に入らな い。医療券を出してもらえないので病院に行けないし、病院は普段以上に救急搬送の受け入れを渋る。図書館で新聞から仕事や緊急支援の情報を得ることもできないし、公共の場所でほんの少し寒さから逃れることもできない、・・・つまり一般的には楽しみな年末年始休暇は、住まいと食事のない人たちにとっては、「命」に直結する恐怖の日々なのである。それも冬の寒さの中、「さらに、いつもに増して」である。

日本国憲法前文には「われらは、全世界の 国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和の うちに生存する権利を有することを確認する」 とある。しかし今私たちの隣には、生きていく ために誰にでも当たり前にあるはずのものが、 絶対的に「欠乏」している人たちがいる。

かけがえのない「いのち」を守るために、私たちは何をすべきか。

日本聖公会正義と平和委員会 憲法プロジェクト担当 楡原 民佳

日本聖公会管区事務所ホームページ: http://www.nskk.org/province/
☆「管区事務所だより」についての要望・寄稿などをメールでお寄せください。
comm-sec.po@nskk.org 広報主事(鈴木)宛て